

# ○熊本県警察の警察用船舶管理に関する訓令

昭和31年5月23日  
本部訓令甲第52号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この訓令は、警察用船舶の管理を適正にし常にその機能を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この訓令において警察用船舶(以下「船舶」という。)とは、熊本県警察が所有する船舶をいう。

### (管理責任者)

第3条 警察本部会計課長を船舶管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。管理責任者は、船舶の機能を確保する本部長の指揮を受け船舶管理に関し、必要な指示を行うものとする。

### (船舶管理)

第4条 この訓令において船舶管理とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 船舶の点検及び整備
- (2) 船舶に附属する船具並びに装備品の整備並びに管理
- (3) 船舶の使用調整
- (4) 船舶繫留施設の管理
- (5) 船舶燃料の割当及び規制
- (6) その他船舶管理上必要と認められる事項

### (運用責任者)

第4条の2 警察本部地域課長を船舶運用責任者とする。船舶運用責任者は、他機関との連絡調整、運用計画の策定その他船舶の安全かつ効率的な運用を図るために必要な事務を行う。

### (所属長の責任)

第5条 船舶を配置された警察署の長(以下「所属長」という。)は、乗務員を指揮監督し船舶の効率的使用に努めるとともに、船舶管理に関する責任を負う。

### (乗務員の責任)

第6条 乗務員は常に点検整備を励行し、船舶運航に支障のないように努めるとともに、その使用に際しては損傷その他の事故防止について最善の注意をしなければならない。

## 第2章 活動

(運航区域)

第7条 船舶の運航区域は、第22平水区域及び本部長が指定した海域とし、みだりに他の海域を運航してはならない。

(船舶の運航)

第8条 船舶は所属長の許可がなければ運航してはならない。

(船舶の使用範囲)

第9条 船舶の使用は警察用務に限るものであってこれを濫用してはならない。

(警察旗の掲揚)

第10条 船舶の運航に当たっては特に必要ある場合のほか、所定の警察旗を掲げなければならない。

### 第3章 保全

(速度制限)

第11条 船舶の運航に当たっては緊急の必要ある場合のほか、巡航速度によらなければならない。

(運航上の注意)

第12条 船舶は沖合において他船に横付けしてはならない。ただし、人命救助及び職務執行その他やむを得ない場合はこの限りでない。

(繫留)

第13条 船舶は使用しないときは、必ず所定の場所に繫留しなければならない。

(退避)

第14条 天候及びその他の事情により船舶の保全上必要と認めるときは、前条の定めにかかわらず他の安全な場所に退避させなければならない。

(事故防止)

第15条 乗務員は離船するときは、繫留及び施錠を確実にし、盗難予防その他事故防止について適切な措置を講じなければならない。

(船舶宿直)

第16条 次の各号に該当する場合は、必ず船舶宿直を置かななければならない。

- (1) 基地港以外にあるとき
- (2) 天候不良にしてその必要を認めたとき
- (3) その他所属長が必要と認めたとき

2 宿直員は火気に注意し、船内の異状の有無を確かめ気象の変化に留意しなければならない。

(物品の点検)

第17条 乗務員は、毎日船、用品、備品、消耗品を点検し、異常あるときは速かに所属長に報告しなければならない。

(船舶の整備)

第 18 条 乗務員は常に機関並びに操舵装置の点検整備を励行するほか、船体各部の清掃を行い3か月間に1回以上はたで〔、〕船による整備を行わなければならない。

(船舶の検査)

第 19 条 所属長は月2回以上、船舶の整備状況の検査を実施しなければならない。

(船舶の修理)

第 20 条 所属長は修理の必要を認めるときは、速かに管理責任者を通じ本部長に報告し、その指示に基づいてこれを処置しなければならない。

(部外修理)

第 21 条 部外修理に委託するときは、必ず乗務員が立会わなければならない。

(修理後の引取り)

第 22 条 修理が終わったときは、精密な検査を行った後でなければ引取ってはならない。

#### 第 4 章 記録

(簿冊の備付け)

第 23 条 乗務員は別記様式1による船舶日誌を備え、使用又は整備の都度所定事項を記録し、所属長の検閲を受けなければならない。

(管理月報)

第 24 条 所属長は毎月別記様式2による船舶管理月報を作成し、翌月5日まで管理責任者に報告しなければならない。

(船舶カード)

第 25 条 警察本部会計課及び船舶を配置された警察署に、別記様式3(省略)による船舶カードを備え、所定の事項を記録しなければならない。

#### 附 則

この訓令は、昭和31年5月23日から施行し、昭和31年3月2日から適用する。

附 則(平成元年9月20日本部訓令甲第13号)

この訓令は、平成元年9月20日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成4年3月18日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成4年3月24日から施行する。

附 則(平成19年10月4日本部訓令第21号)

この訓令は、平成19年10月4日から施行する。

附 則(令和4年2月22日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月14日本部訓令第4号)  
この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

※ 別記様式 (略)